

[第5回]

スプリンクラー設備は建築基準法で定める？

建築基準法と消防法の守備範囲は他の多くの国と違う

建築物の防火安全性を担保するための法令として、多くの国では日本の建築基準法(建基法)と消防法にあたる法律がそれぞれ定められている。ところが、その規制範囲は日本とはかなり違う。多くの国では、消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備(自火報)など、消防関係の設備の設置を義務づけているのは建基法である。消防法で設置を義務づけているのは、消火器など移動可能な器具くらいのものだ。このことはご存知の方も多いと思うが、東京理科大学火災科学研究センターのホームページで、私の作った「東アジア諸国の防火法令和訳データベース」http://gcoe.tus-fire.com/?page_id=10933により、各国の防火法令の規定ぶりを確認いただければよくわかる。

消火設備等は建基法の設備？

日本は諸外国と違い、消防用設備等の設置基準や技術基準を消防法令で定めているが、法律をよく読むと、意外にも日本も他の国と変わらないことがわかる。

建基法2条1号では、「建築物」は定義上「建築設備を含むものとする。」とされており、同条3号では、「建築設備」は「建築物に設ける電気、ガス…消火、排煙…の設備…をいう。」とされており、包括的に消火や排煙の設備は建築設備であると明記されている。電気設備が何を指すかここでは明確ではないが、自動火災報知設備など電気を用いた設備も含まれると読みそうな気がする。



国産型式第1号スプリンクラーヘッド

また、建基法35条では、「…、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備、…は、政令で定める技術的基準に従って、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。」と、具体的に消火設備や排煙設備の技術的基準について言及している。

建基法2条1号で「建築物」の定義に「建築設備を含むものとする。」という記述が入ったのは昭和34年(1959)のことだが、消防用設備等関係者にとっては、この改正は極めて大きな意味を持つこととなった。建築士法で「…建築物…を新築する場合においては、一級建築士でなければ、そ

現在、スプリンクラーや消火栓の基準は消防法令で定められているが、実は、法律上は諸外国と同様、建基法で定めるとされている。これらの設備の基準が消防法令で定められていることに、誰も不思議に思わないのは、消防法制定時から消火設備等を条例で設置してきた市町村消防本部と、消防設備士制度や検定制度を作って消防用設備等の設置や性能の維持向上に努めてきた、消防関係者の熱意と努力の賜である。

の設計又は工事監理をしてはならない。(同法3条1項)」などある建築士の業務独占の対象として、建築設備が含まれることになったからだ。このため、建基法2条3号の「建築設備」に該当する消防用設備等の設計や工事監理については建築士以外の者は行うことができなくなり、昭和40年(1965)に消防法17条の5が追加されて消防設備士の業務独占の制度が創設された時に、その業務範囲が「消防用設備等の工事又は整備」に限定されることになったのである。

消防法ではどうか

一方、消防法17条では、「…消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。))について、…、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。」としているが、消火栓やスプリンクラーなどの具体的な設備名は書かれていない。



国産型式第1号アラーム弁

このように、法律を読む限り、多くの国々と同じように、日本でも、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備の基準は建基法に基づいて定められるものとし考えられないのである。

消火設備等は制定時から建基法の守備範囲？

建基法では昭和25年(1950)の制定時から、2条で「消火の設備」は「建築設備」として列記されており、35条で「…消火せん、スプリンクラー、貯水そうその他の消火設備並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従って、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない(ここに排煙設備が入るのは昭和46年(1971))」とされていた。一方、制定消防法17条(昭和23年(1948))では、「…市町村条例の定めるところにより、消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水並びに避難器具を設備しなければならない。」となっている。これらを見る限り、制定時の建基法と消防法の守備範囲は、他の多くの国と同じようなもので、「建築設備」と呼べるような大がかりなものは建基法で定め、消火器や避難器具のような小さな「器具」は消防法で定める、という整理だったのだと考えられる。

消防法17条の拡充強化

ところが、何らかの理由で、建基法に基づく「消火の設備」に関する政令が定められずにいるうちに消防法17条が改正され(昭和35年(1960))、「…関係者は、政令で定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用

水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）を設置し、及び維持しなければならない。」とされた。

この消防用設備等の種類は消防法施行令7条で定められており、制定当時から、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備だけでなく、現行のほとんどの設備が列挙されている。

法律も政令も、当時の建設省と消防庁の合意のもとに定められているので、昭和35年（1960）の時点で、建基法で「政令で定める」とされている技術上の基準は、建基法施行令でなく消防法施行令の技術上の基準とすることが、両省庁で合意されたことになる。

火災予防条例と検定制度の果たした役割が大きいのではない

以上の経緯のポイントは、昭和35年（1960）まで、消火設備等の基準が建基法の政令で定められなかったところにある。その理由は、今となっては推測するしかないのだが、私としては以下の2つの仮説を持っている。

一つは、消防法17条に基づいて各市町村で実施されていた火災予防条例の存在である。火災予防条例で課された「消火器その他消防の用に供する機械器具…の設備」の義務の中に消火栓やスプリンクラーの設置義務があり、それに基づいて消火栓やスプリンクラー設備が各地で次々に設置されていったという実態があったのではなかろうか、ということである。

もう一つは、検定制度である。消防組織法では、昭和23年（1948）制定時に「国家消防庁」の事務として、4条9号で「消防設備及び機械器具の検定に関する事項」を定めており、昭和26年（1951）に「消防の用に供する設備、機械器具及び資材の検定に関する事項」と改正された。この検定業務は消防研究所が行っていたのだが、当時の消防白書を見ると、検定品目の中に「スプリンクラーヘッド」があり、昭和29年（1954）以降「予備検定」



国産型式第1号一斉開放弁

を受検するものが現れている。制定消防法の19条には、「消防の用に供する機械器具及び設備の規格は国家消防庁がこれを勧告する。」という条文もあるが、この規格にスプリンクラーヘッドが入っていたかどうかは承知していない。

いずれにせよ、昭和35年（1960）頃までにスプリンクラー設備などは消防法に基づく火災予防条例に従って各地で設置されており、当時の建設省はその実態を無視できずに政令の制定を保留。結局、消防法35条の改正の際に、政令を消防法に委ねたのではないかと、というのが私の仮説である。

こうして、昭和34年（1959）に消防用設備等を含む建築設備の設計や工事監理の業務の独占権を建築士に委ねる代わりに、昭和35年以降、建築基準法とは独立した形で消防用設備等の設置基準や技術基準を消防法で定め、設置及び維持管理を行うことができるようになった。その後、消防法17条の体系の一環として、検定制度（同21条の2、昭和38年（1963））、消防設備士制度（同17条の5、昭和40年（1965））、設置時検査制度（同17条の3の2、昭和49年（1974））、点検・報告制度（同17条の3の3、昭和49年（1974））などが次々に定められ、「消防用設備等の設置及び維持は消防法で担う」という現行の体系が揺るぎないものになっていったのである。